

(趣旨)

第1条 この規則は、三次市行政不服審査会条例（平成27年三次市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申，調査審議その他行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(会議)

第3条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員は、自己の利害に係る議事に関与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人（審査請求人，参加人及び処分庁をいう。）にその旨を通知しなければならない。

以下（略）